

指定管理者制度の概要

地方自治法の改正(平成 15 年 9 月 2 日施行)により、公の施設の管理について新たに「指定管理者制度」が導入されることとなりました。

1 制度の目的

多様化する住民ニーズに、より効果的、効率的に対応するため、「公の施設」の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減等を図ることを目的としています。

2 公の施設とは

「公の施設」とは、住民の福祉を増進する目的をもって、その利用に供するために地方公共団体が設ける施設をいいます(例：公園、体育館、市民館等)。

地方公共団体が行政運営目的で設ける施設は様々ですが、このうち庁舎や研究機関など、住民の利用に供することを目的としない施設は、「公の施設」に当たらないとされています。

3 従来の「管理委託制度」との違い

従来の「管理委託制度」は、公共団体、公共的団体、出資法人のうち一定の要件を満たしているものに限定して、管理を委託する制度でした。

一方、「指定管理者制度」は、法人その他の団体であれば、民間の企業であっても、公の施設の管理を委ねることができる制度です。

適正な管理を確保する仕組みを整えたうえで、管理受託者の制限をなくし、その施設サービスを提供することについて最も適当な事業者を選定し、住民サービスの向上を図っていかうとするものです。

管理委託制度

管理受託者(以下の者に限定)

- ・公共団体 ・公共的団体 ・出資法人のうち一定要件を満たすもの
- 委託先を条例で規定

管理の内容

- ・地方公共団体の中で、委託された管理業務を執行
- 施設の管理権限は、地方公共団体が保有 管理受託者による使用許可は不可

期待される効果

- ・住民ニーズへのきめ細かい対応ができる。
- ・施設管理の効率化により、経費の節減を図ることができる。

指定管理者制度

指定管理者(法人その他の団体(法人格の有無は関係なし。ただし個人は不可))

- ・営利企業や NPO による施設管理が可能
- 議会における指定の議決が必要

管理の内容

- ・条例に規定された管理運營業務を代行
- 施設の管理権限を指定管理者に委任 指定管理者による使用許可も可能

その他

指定管理者制度をとることができない場合

市立小中学校等、個別の法律で管理者が限定されている場合には、指定管理者制度をとることができません。

利用料金制

指定管理者制度においても、従来の管理委託制度と同様、地方公共団体が適当と認める場合は、利用料金を指定管理者自らの収入として収受させることが可能です。柔軟な料金設定が可能となるほか、指定管理者の創意工夫(経営努力)を一層発揮させ、サービス向上をもたらすものとして期待されます。

料金は、条例の定めるところにより、地方公共団体の承認を得ることが必要です。

協定の締結

施設管理を行うに際しての詳細については、指定管理者の指定後に両者間の協議により定めることとします。

議会の議決が必要

指定管理者制度の導入並びに導入する場合の指定の手続き、管理の基準及び業務の範囲については条例の改正が、また、指定管理者の指定に関しては議会の議決が必要となります。

4 適正な管理を確保する仕組み

事業報告書

毎年度終了後、指定管理者は事業報告書を提出することとされており、これにより管理状況を確認します。

実地調査、必要な指示

上記の事業報告書のほか、指定管理者に対し、管理業務・経理状況について報告を求め、実地の調査を行い、必要な指示をすることにより、適正な管理を確保します。

指定の取消し

指定管理者が指示に従わない場合等には、指定の取消し及び業務の全部(一部)停止の措置をとることができます。

個人情報の管理

個人情報保護条例において、指定管理者は、個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならないこととされています。

5 施行日と経過措置

「指定管理者制度」の導入を規定した改正地方自治法の施行は、平成15年9月2日です。

ただし、経過措置により、改正地方自治法施行の際、従来の管理委託制度により管理を行っていた公の施設については、施行後3年以内(平成18年9月1日まで)は、引き続き管理委託制度によることができます。それ以降は「指定管理者制度」か「直営による管理」かのどちらかに移行する必要があります。